

## 9 よくある問い合わせ

自治会からよくある問い合わせをまとめました。活動の参考としてください。

### 9-1 地元要望

Q 1 交通規制（信号機設置・速度規制・一時停止規制など）の要望は、どうしたらよいですか？

A 1 地元要望として提出してください。

※ 道路交通法に基づき、県警察本部（公安委員会）が行いますので、担当部署から袋井警察署を通じて、県警本部へ要望いたします。

※ 規制などにより直接影響を受ける方の承諾を得る必要があります。

協働まちづくり課交通政策係 ☎44-3125

Q 2 カーブミラーの設置要望は、どうしたらよいですか？

A 2 交差点などでの安全確認は、「目視」が基本です。その上で必要と判断される場合は、地元要望書を提出してください。

※ 設置を希望される場所が私有地の場合は、土地所有者の同意書が必要です。

※ 担当部署で現地確認し、周辺の環境を踏まえて設置を判断します。

※ 設置後の樹木剪定などの管理は自治会で対応してください。

協働まちづくり課交通政策係 ☎44-3125

Q 3 市道の拡幅改良の要望は、どうしたらよいですか？

A 3 地元要望書に目的や区間、希望する幅員、地権者を含む関係者の同意状況などを記入し、提出してください。

※ 市道の拡幅改良は、限られた財源の中で効率的、効果的に事業を進める必要があるため、交通量や安全性、地域の協力体制などを総合的に判断いたします。（要望採択後、事業化までに2年程度、完成までに5年程度かかります。）

※ みちプログラムに掲載している市道や事業中の市道については計画的に進めているため、地元要望書の提出は必要ありません。

都市整備課道路街路係 ☎44-3373

## 9-2 ごみ・荒地

Q 4 燃やせるごみの集積所に分別できていないごみ袋が出され、収集がされていません。どうしたらよいですか？

- A 4 ① 収集できない理由が張り紙で示されるので、しばらく様子を見てください。
- ② 1週間経っても残っている場合は、担当部署へ連絡してください。
- ③ 自治会で分別ができる場合は、分別後に次回の収集日に出してください。
- ④ 名前などが分かる書類が含まれている場合は、担当部署へ相談してください。

環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係 ☎84-6057

Q 5 資源ごみ・埋立ごみの集積所に持ち込み者が不明の収集できてないものが出されています。どうしたらよいですか？

- A 5 ① 収集できない理由が張り紙で示されるので、しばらく様子を見てください。
- ② 次回の収集日になっても残っている場合は、担当部署へご連絡いただければ回収します。

環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係 ☎84-6057

Q 6 ごみを不法投棄されて困っています。どうすればよいですか？

A 6 道路や河川などの公共用地内の場合は、公共用地を管理している部署または環境・リサイクル推進課へお知らせください。

※ ごみをみだりに捨てる不法投棄は廃棄物処理法で禁止されています。市では、不法投棄を防止するためパトロールや警察への通報などを行っています。

※ 不法投棄をした人物を特定するための捜査権限を持っているのは警察です。袋井警察署または最寄りの交番へ通報してください。

環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係 ☎84-6057

Q 7 自治会内に荒地があり困っています。どうしたらよいですか？

A 7 原則、自治会で地権者へ連絡を取り解決してください。

ただし、地権者が指導に応じない場合や地権者が判明しない場合については、担当部署へご相談ください。

**宅地**：環境・リサイクル推進課／**農地（荒廃農地）**：農業委員会（農政課）

環境・リサイクル推進課環境衛生係 ☎44-3115

農政課農地活用推進係 ☎44-3167

Q 8 自治会が維持管理している集積所に、自治会未加入者がごみを出すことはできますか？

A 8 自治会に未加入であっても、ごみ集積所を利用することは可能です。  
ただし、ごみ集積所の管理・運営は、自治会に行っているため、個々の集積所の利用条件などは、自治会ごとに異なります。

自治会未加入者から市へ問い合わせがあった場合は、利用条件などについて自治会へ確認していただくようご案内しています。

なお、ご都合が悪い場合は、次の搬入場所、回収場所をご利用いただくようご案内しています。

### ① 燃えるごみ

中遠クリーンセンターへ直接搬入してください。(有料)

月～金曜日：9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日：9:00～12:00 ※日曜日、祝日、年末年始を除く

### ② 資源ごみ

ア 中遠クリーンセンター多目的広場東側駐車場

日曜日：9:00～11:00 ※年末年始などは除く

イ 容器包装資源化センター「えこのば」(豊沢1905-1)

月～金曜日：9:00～12:00、13:00～16:00

土・日曜日：9:00～12:00 ※年末年始などは除く

搬入場所・回収場所の  
詳細は、二次元コードを  
読み取ってご覧ください。



環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係 ☎84-6057

## 9-3 その他

Q 9 「広報ふくろい」やホームページ以外に市の情報を知ることができますか？

A 9 ① メローねっと

災害時の市からのお知らせや各種災害情報、同報無線の放送内容など、市民の皆さんの生活に役立つ様々な情報をメールやLINEで受け取ることができます。



② コミュニティセンター公式LINE

コミュニティセンターでのイベント情報や地域ならではの情報をお届けします。



① 総合政策課広報広聴係 ☎44-3104

② 協働まちづくり課コミュニティ推進係 ☎44-3107

Q 10 固定資産（自治会名義・個人名義）を自治会で使用している場合や新たに自治会名義で取得する場合に税金の負担が変わる制度はありますか。

A 10 自治会名義または自治会で使用している個人名義の固定資産は、使用状況などにより課税免除となる場合がありますので、事前にご相談ください。

なお、自治会名義の固定資産で担当者の交代などで納税通知書の送付先を変更したい場合は、「納税管理人（変更）申告書」を提出してください。様式は、右の二次元コードからダウンロードが可能です。



課税課資産税係 ☎44-3110

Q 11 公会堂などの水道の検針のお知らせを会計担当者に送ってほしい。

A 11 会計担当者が交代した場合は、電話などで送付先（住所、氏名、電話番号など）をご連絡いただければ、新しい担当者の方に変更させていただきます。右の二次元コードから電子申請が可能です。



水道課水道経営係 ☎84-6058

Q12 土地利用などの計画に同意・承諾してほしいと業者から押印を求められました。どうすればよいですか？

A12 土地利用が行われ、土地の利用目的などが変わると交通・環境・排水などへの影響が生じる恐れがあるため、一定規模以上の土地利用については、土地利用事業承認申請などの手続きが必要となり、その際に自治会への同意が求められます。

法令などに基づく一般的な立地や技術基準については、市で照合し審査をいたします。

事業者から承諾を求められた際は、詳しい事業内容の説明を受け自治会内において十分協議を行い、後々トラブルがおこらないように調整しましょう。

建築住宅課住宅土地対策係 ☎44-3123

Q13 太陽光発電の計画のために開催された説明会の内容が記載された「説明会実施記録」に、事業者から署名押印が求められました。どうすればよいですか？

A13 市の条例で、10キロワット以上の太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備を設置する事業者に対し、事業着手前の届出を求めています。

この届出に対し、地元説明会の実施記録を添付することとしており、さらに50キロワット以上の事業については、実施記録への自治会長の署名を求めています。

事業者から、説明会後に署名押印を求められた際は、説明会実施記録の内容に誤りがないか確認いただいた上で、署名押印をお願いします。

なお、条例では、説明会開催から14日以内に事業者に対して「意見書」を提出できると定めており、意見書の提出を受けた事業者は14日以内に「見解書」により再度協議することとしておりますので、その場合は、意見書と見解書の内容も踏まえた実施記録となっていることを確認してください。

環境・リサイクル推進課環境企画係 ☎44-3135